

議第 42 号

## 滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

景観行政団体である草津市に、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 28 条の規定に基づき事務処理についての協議を行ったところ、屋外広告物法第 3 条から第 5 条まで、第 7 条および第 8 条の規定に基づく広告物の表示の禁止等の条例の制定および改廃に関する事務の全部を同市において処理したいとの申し出があったことに伴い、改正を行おうとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 屋外広告物法第 3 条から第 5 条まで、第 7 条および第 8 条の規定に基づく条例の制定および改廃に関する事務を新たに草津市が処理することとします。（第 29 条の 2 関係）
- (2) その他
  - ア この条例は、規則で定める日から施行することとします。
  - イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。
  - ウ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

滋賀県屋外広告物条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第29条 略                      (景観行政団体等である市町が処理する事務の範囲)</p> <p>第29条の2 法第28条の規定により、法第3条から第5条まで、第7条および第8条の規定に基づく条例の制定および改廃に関する事務で長浜市および守山市の区域に係るものは、それぞれこれらの市が処理することとする。</p> <p>2 第3条から第6条までおよび第8条から第22条までの規定は、長浜市および守山市の区域内においては、適用しない。</p> <p>第30条～第34条 略</p>	<p>第1条～第29条 略                      (景観行政団体等である市町が処理する事務の範囲)</p> <p>第29条の2 法第28条の規定により、法第3条から第5条まで、第7条および第8条の規定に基づく条例の制定および改廃に関する事務で長浜市、<u>草津市</u>および守山市の区域に係るものは、それぞれこれらの市が処理することとする。</p> <p>2 第3条から第6条までおよび第8条から第22条までの規定は、長浜市、<u>草津市</u>および守山市の区域内においては、適用しない。</p> <p>第30条～第34条 略</p>

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>○滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 平成18年12月28日滋賀県条例第71号</p>	<p>○滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 平成18年12月28日滋賀県条例第71号</p>
<p>(9) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）ならびに滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号。以下この項において「条例」という。）および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 アからニ 略</p>	<p>(9) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）ならびに滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号。以下この項において「条例」という。）および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 アからニ 略</p>
<p>(9)の2 屋外広告物法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第7条第2項本文の規定による措置の実施 イ 法第7条第3項の規定による措置の実施および費用の徴収 ウ 法第7条第4項の規定によるはり紙、はり札等、広告旗および立看板等の除却 エ 法第8条第1項の規定による広告物および掲出物件の保管 オ 法第8条第4項の規定による広告物および掲出物件の廃棄</p>	<p>(9)の2 屋外広告物法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第7条第2項本文の規定による措置の実施 イ 法第7条第3項の規定による措置の実施および費用の徴収 ウ 法第7条第4項の規定によるはり紙、はり札等、広告旗および立看板等の除却 エ 法第8条第1項の規定による広告物および掲出物件の保管 オ 法第8条第4項の規定による広告物および掲出物件の廃棄</p>